

『小諸市まち・ひと・しごと創生総合戦略』の基本目標の1つ
「地方への新しいひとの流れをつくる」取組みをご紹介します。

これから住宅を取得される方へ

必見!!

補助金を拡大しました

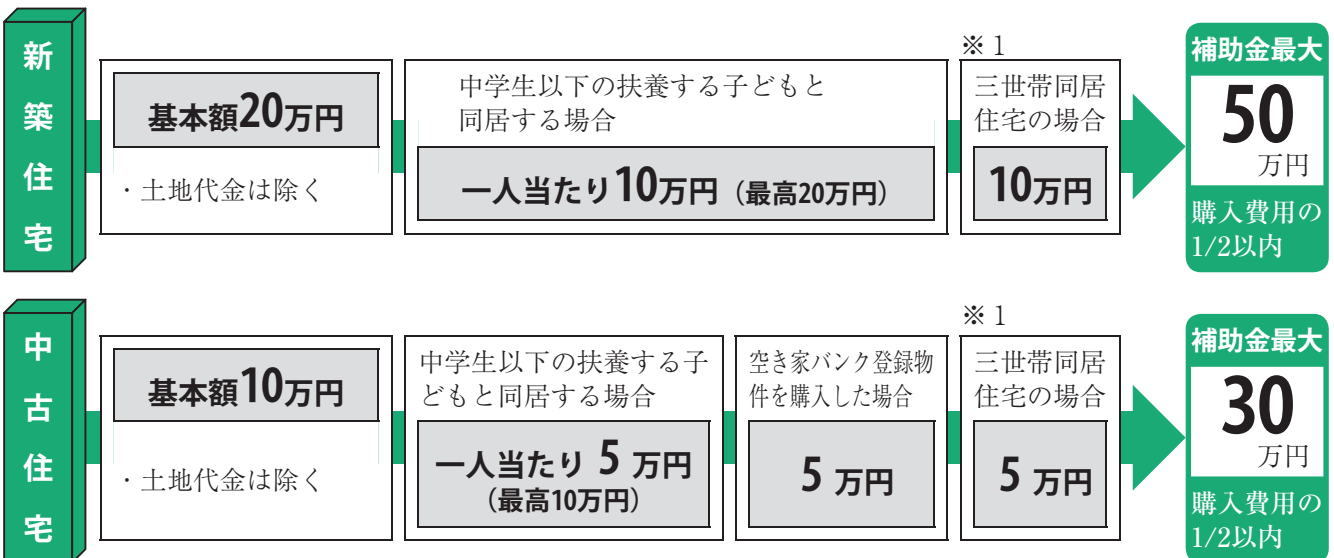
最大50万円交付します

4月1日以降、小諸市内に新築住宅・中古住宅を取得する方や三世帯同居住宅に改修する方に補助金を交付します。

対象者

(右記の条件をすべて満たす方)

- ①平成28年4月1日以降に、契約した新築住宅・中古住宅・三世帯同居改修住宅に3年を超えて居住しようとする方
- ②市内に住民登録している方、又は実績報告までに住民登録できる方
- ③取得した住宅の名義人
- ④税の滞納がない方
- ⑤中古住宅を取得する場合、前所有者が三親等以内の親族、又は姻族ではない方

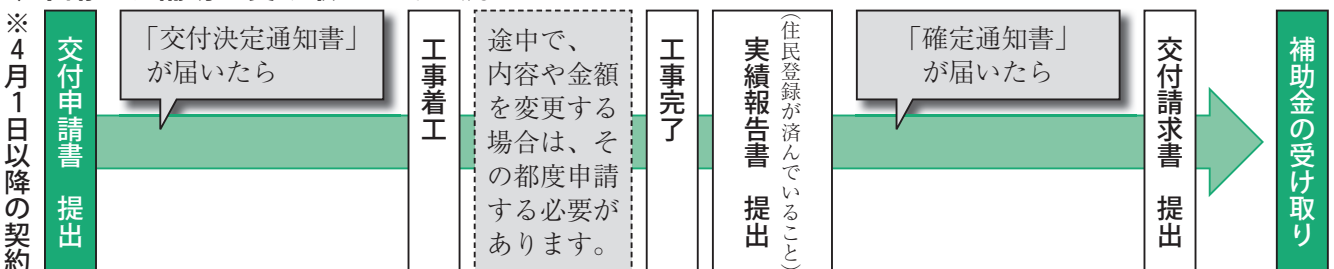


※1 三世帯同居住宅とは、親、子、孫等の三世帯以上の方が同居する、キッチン、風呂、トイレ、玄関のうち2つ以上が複数ある一戸建て住宅、若しくは同一敷地内又は隣接する敷地に居住する住宅のことで。

◆県外から移住されて住宅取得補助を受けた方のための補助金があります。

- 引越し費用→専門業者に依頼した場合、最高 **5万円** を交付します。(経費の1/2以内)
- 新幹線通勤定期購入費用→佐久平ー東京間を対象に、1か月当たり **2万5千円**、上限 **30万円** を交付します。(職場等から支給される通勤手当を控除した額の1/2以内)

◆申請から補助金受け取りまでの流れ



このほかにも、三世帯同居住宅の場合には改修工事も補助金の対象となります。詳細はお問い合わせください。

▼問い合わせ先 商工観光課 企業立地定住促進係